

商工委員會議録

平成十年十月九日(金曜日)
午前十時二分開議

出席委員

委員長 古賀 正浩君

理事 伊藤 達也君

理事 小野 晋也君

理事 大島 章宏君

理事 太田 昭宏君

荒井 広幸君

遠藤 武彦君

奥田 幹生君

河本 三郎君

戸井田 徹君

林 義郎君

村田敬次郎君

山本 幸三君

奥田 建君

島 聡君

渡辺 周君

宮地 正介君

青山 丘君

大森 猛君

横光 克彦君

理事 小此木八郎君

理事 岸田 文雄君

理事 松本 龍君

理事 西川太一郎君

岩永 峯一君

大石 秀政君

木村 隆秀君

下村 博文君

中山 太郎君

牧野 隆守君

茂木 敏充君

吉川 貴盛君

近藤 昭一君

島津 尚純君

坂口 力君

山中 輝子君

小池百合子君

吉井 英勝君

河村たかし君

出席政府委員

中小企業庁次長 殿岡 茂樹君

商工委員会専門員 野田浩一郎君

委員の異動

十月九日

辞任 岡部 英男君

新藤 義孝君

竹本 直一君

補欠選任 吉川 貴盛君

下村 博文君

若永 峯一君

武部 勤君 大石 秀政君
野田 実君 荒井 広幸君
山口 泰明君 戸井田 徹君
川内 博史君 近藤 昭一君
中野 清君 山中 輝子君

同日

辞任

荒井 広幸君

岩永 峯一君

大石 秀政君

下村 博文君

戸井田 徹君

吉川 貴盛君

近藤 昭一君

山中 輝子君

補欠選任

野田 実君

竹本 直一君

武部 勤君

新藤 義孝君

山口 泰明君

岡部 英男君

川内 博史君

中野 清君

十月一日

商店街・中小商店の振興策拡充に関する請願
(吉井英勝君紹介(第七五二号))
は本委員会に付託された。

九月二十九日

ものづくり基盤再構築のための施策の抜本的強化に関する陳情書(大阪市中央区大手前二の二の二大阪府議会内橋本昇治(第一一七号))
機動的な景気対策の実施等に関する陳情書外一件(神戸市中央区港島中町六の一牧冬彦外三名)(第一一八号)

原子力発電所立地地域振興に係る特別措置法の制定に関する陳情書外一件(松江市殿町一島根県議会内漆谷秀樹外一名)(第一一九号)

中小企業の振興等に関する陳情書(名古屋市中区栄二の一〇の一九谷口清太郎)(第一二〇号)

中小企業向け災害復旧融資に関する陳情書神戸市中央区港島中町六の一牧冬彦(第一二二

号) 景気対策の強力な推進に関する陳情書外一件(山口市滝町一の一山口市議院内河野博行外一名)(第一九一号)

中小企業対策の拡充に関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議院内田中晃三)(第一九二号)

中小企業対策に関する陳情書(名古屋市中区栄二の一〇の一九谷口清太郎外三名)(第一九三号)

中心市街地の活性化対策に関する陳情書外一件(山口市滝町一の一山口市議院内河野博行外一名)(第一九四号)

十月一日

国際的水準を踏まえた包括的個人情報保護法の早期制定に関する陳情書(新潟県十日町市千歳町三の三 十日町市議会内齋木実)(第二三五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案起草の件

○古賀委員長 これより会議を開きます。

通商産業の基本施策に関する件及び中小企業に関する件について調査を進めます。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等において協議してまいりましたところであり、本日、お手元に配付いたしましたおりの起草案を得ましたので、委員長より、本起草案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

中小企業信用補完制度は、中小企業者の信用力担保力を補完するため、信用保証協会が債務保証を行い、これについて中小企業信用保険公庫が保険を引き受けるものであり、平成十年八月末現在の保証債務残高は二十九兆七千億円を超える規模に達し、中小企業者の事業資金の融通の円滑化に重要な役割を果たしております。

昨今の景気低迷により、中小企業の資金繰りは極めて悪化しておりますが、加えて、金融機関によるいわゆる貸し渋りの事態が一層深刻になってきております。

このように大変厳しい状況に置かれている中小企業の資金融通の円滑化を図るため、政府においては、昨年末以来、累次の貸し渋り対策を講じてきたところであり、また、本年八月末の中小企業等貸し渋り対策大綱に盛り込まれた信用補完の拡充等の施策が順次実施に移されているところであります。

しかしながら、金融機関の貸し出し姿勢に対する中小企業者の不安は依然として払拭されていないことに加えて、今後、金融機関の破綻に伴う中小企業者への事業資金の供給について、重大な支障の発生が懸念されているところであります。

こうした事態に備え、中小企業信用補完制度を拡充するため、今般、緊急に中小企業信用保険法の改正案を提案した次第であります。

次に、本案の要旨を御説明申し上げます。

本案は、中小企業に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、倒産関連中小企業者として、金融機関が実施している金融取引の調整により借り入れの減少等が生じている中小企業者及び破綻金融機関との金融取引について借り入れの減少等が生じている中小企業者を追加し、後者について、普通保険の限度額の別枠を現行二億円であるところ、臨時に三億円とするともに、普通保

險、無担保保險、特別小口保險に係る中小企業信用保險公庫の再保険率について、現行八〇%であるところ、臨時に九〇%とすることとしております。

なお、本案に盛り込まれた措置につきましては、平成十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行後における金融の状況を踏まえ、必要な見直しを行うこととしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。よろしく御賛同くださいますようお願い申し上げます。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○古賀委員長 お諮りいたします。
お手元に配付しております中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

なお、ただいま決定いたしました本案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十三日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時七分散會

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百

平成十年十月十四日印刷

六十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項に次の二号を加える。
六 銀行その他の金融機関が金融取引の調整であつて通商産業大臣が指定したものを実施していることにより、当該金融機関との金融取引について借入れの減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。
七 破綻金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。）との金融取引について

借入れの減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。
附則に次の一項を加える。
4 当分の間、倒産関連保証（第二条第三項第七号に該当することについての認定を受けた中小企業者に係るものに限る。）を受けた中小企業者に係る保険関係についての次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げるこの法律の規定の中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項	保險価額の合計額が二億円	四億円	第三條第二項	百分の七十	第三條の二第二項（第三條の三第四項において準用する場合を含む。）	百分の八十	第五條	百分の七十（無担保保險、特別小口保險、公害防止保險、エネルギー対策保險、海外投資關係保險及び新事業開拓保險にあつては、百分の八十）	百分の九十（公害防止保險、エネルギー対策保險、海外投資關係保險及び新事業開拓保險にあつては、百分の八十）
倒産関連保証に係る保險關係の保險価額の合計額及びその他の保險關係の保險価額の合計額がそれぞれ三億円及び二億円	倒産関連保証に係る保險關係の保險価額の合計額及びその他の保險關係の保險価額の合計額がそれぞれ四億円	倒産関連保証に係る保險關係の保險価額の合計額及びその他の保險關係の保險価額の合計額がそれぞれ四億円	百分の九十	百分の九十	百分の九十	百分の九十	百分の九十	百分の九十	

附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 この法律による改正後の中小企業信用保険法

附則第四項の規定に基づく措置については、平成十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行後における金融の状況を踏まえ、必要な見直しが行われるべきものとする。

理由
現下の厳しい金融の状況にかんがみ、破綻した

平成十年十月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P